

## 米子市空き家等の適正管理に関する条例（骨子）の概要

### 1 背景と目的

米子市では、危険な状態の空き家が問題となっています。

本来、建物の管理責任は所有者にあります。遠隔地への転居や経済的な理由などによって適正に管理されなくなった結果、危険な状態となった空き家が増加傾向にあり、近隣住民などからの相談が寄せられるようになりました。

放置され老朽化が進むと、建築材の落下や倒壊によって通行人に危害が及んだり、不特定者の侵入による犯罪や火災のおそれもあります。

このような危険な状態の空き家に起因する問題に適切に対処し、安全・安心な市民生活を確保するため、所有者の管理義務をいま一度明確にした上で、これが果たされないものに対し、一定の基準を設けて市が関与していく手続を定めた条例の整備が必要となったものです。

### 2 条例に盛り込む内容

#### (1) 所有者等の責務

空き家等の所有者等は、空き家等が危険な状態にならないよう、適正に管理しなければなりません。

#### (2) 市の対応

##### ア 空き家等の調査

その現状について確認する必要があると認める空き家等があるときは、その空き家等の状態や権利関係などを調査することができます。

##### イ 助言又は指導

空き家等の調査により、その空き家等が危険な状態にあると認めるときは、空き家等の所有者等に対し、危険な状態の改善について助言又は指導することができます。

##### ウ 勧告

危険な状態の改善について指導したにもかかわらず、その空き家等がなお危険な状態にあると認めるときは、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができます。

## エ 命令

勧告を受けた者が、必要な措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。

命令する際には、具体的な措置内容を示し、一定期間の弁明の機会を設けるものとします。

## オ 公表

命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わなかつたときは、命令を受けた者の住所、氏名、空き家等の所在地及び命令の内容等を公表することができます。

## カ 行政代執行

命令を受けた者がその命令に係る措置をとらず、そのことが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法に基づき市が代わりに措置を行うことができるので、そのことを条例に明記します。

(代執行にかかった費用は、同じく行政代執行法に基づき、命令を受けた者から徴収できます。)

## キ 関係機関との連携

この条例の施行に関し必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に協力を求めることができます。